

ID: 157

担当部署: 総務部 参事(風連地区地域振興担当)

処分の概要	利用の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市風連福社会館条例 第4条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第113号		
【根拠条文】 (利用の許可) 第4条 会館を利用する者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、前項の許可を行う場合において、会館の管理運営上必要があるときは、その利用について条件を付することができる。 【基準】 根拠条文、第5条及び名寄市暴力団排除条例第7条の規定による。 (利用の制限) 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館を利用させないことができる。 (1) 公の秩序を乱し、又は他の利用する者に害を及ぼすおそれがあると認めるとき。 (2) 会館の管理上支障があると認めるとき。 (3) その他適当でないと認めるとき。 2 市長は、前項に規定する利用の制限に該当する者に対し、その他建物及び敷地内への立入りを禁止することができる。 (公共施設の利用の不許可等) 第7条 市長、名寄市教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公共施設(市が設置し、又は管理する施設(附属施設を含む。)をいう。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の利用を許可しないものとする。 2 市長等は、既に公共施設の利用を許可している場合において、当該利用が暴力団の活動に利用されていると認めるときは、当該許可を取消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日